第三　平成二十三年度の雇用における重点施策

一　現下の厳しい雇用情勢に応じた対策の実施

二　地方自治体等と連携した雇用施策の実施

第四　平成二十三年度の主な雇用施策

一　公共職業安定所を拠点とした積極的就労・生活支援対策

二　非正規労働者の正社員化の推進対策

三　職業能力開発の推進

四　若者の就職促進、自立支援対策

五　女性の就業希望等の実現

六　いくつになっても働くことができるようにする対策

七　障害者に対する就労支援の推進

八　地域雇用創造と雇用支援

九　外国人の就業促進等及び技能実習制度の適正な実施

十　最低賃金の引上げ

十一　ワーク・ライフ・バランス対策

十二　労働関係法令の履行確保等（改正労働者派遣法の円滑かつ着実な実施）

第一　趣旨

我が国経済は金融危機後の経済危機を克服し、外需や政策的な需要創出・雇用の下支え効果により持ち直してきた。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、平成二十二年の夏以降、先行きの不透明感が強まり、また、雇用情勢も依然厳しい状況となっている。特に、新卒者・若者の雇用状況には改善の兆しが見えず、また、多くの地域で厳しい雇用情勢が続いているため、国民の生活を第一に考えるという観点から、新たな雇用施策を果断に進めていく必要がある。

雇用情勢は、平成二十三年一月の完全失業率が四・九パーセントと、前月と同水準となっているほか、有効求人倍率は〇・六一倍と前月差で〇・〇三ポイント上昇している。また、失業期間が一年以上となっている完全失業者が、平成二十二年平均では百二十一万人と、比較可能な平成十四年以降で最多となっており、失業が長期化している。

そのほか、新卒者の内定率の低迷など、幅広い範囲で雇用情勢の悪化の影響が出ている。

このような雇用情勢の中で、都道府県労働局と地方自治体がさらに緊密に連携し、地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

この指針は、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第一項に基づき、都道府県労働局長が、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を都道府県知事の意見を聞いて策定することに関し、同条第二項に基づき、平成二十三年度の雇用における重点施策を示したものである。

都道府県労働局においては、この指針に盛り込まれた内容を踏まえ、都道府県の実情からみた課題及びそれに対する施策を盛り込んだ雇用施策実施方針を都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されるように努め、地域の雇用情勢の改善に取り組むこととする。

また、都道府県知事から当該方針に定める施策及びその実施について要請があったときは、基本的にはその要請に応じることとし、これまで以上に地域において緊密な連携・協力を図っていくこととする。

第二　現下の経済及び雇用情勢とその課題

一　経済及び雇用情勢と今後の見通し

㈠　最近の経済情勢

平成二十二年度の我が国経済は、同年秋から足踏み状態にあるが、今後は踊り場を脱する動きが進むと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は二年連続の下落になるが、ＧＤＰギャップ（供給超過）の縮小等により下落幅は縮小する。

平成二十二年度の国内総生産の実質成長率は、平成二十一年度後半が外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により高い成長となったことから、三・一パーセント程度と三年ぶりのプラス成長が見込まれる。国民の景気実感に近い名目成長率は、一・一パーセント程度と見込まれる。

㈡　最近の雇用情勢

現在の雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。

平成二十三年一月の新規求人数は、六十三万人となっており、全ての主要産業で前年同月比増加となっている。また、新規求職者数は六十一万人と依然として高水準である。このような中で、有効求人倍率は、平成十九年十一月以降一倍を下回っており（平成二十三年一月現在）、地域別に有効求人倍率をみると、多くの地域において一倍を下回っている（平成二十三年一月現在）。

また、正社員の有効求人倍率は依然として全体の有効求人倍率と比べると低い水準にあり、平成二十三年一月は〇・四〇倍となっている。

平成二十三年一月の完全失業者数は、三百二十二万人となっており、前月差で二万人減となっている。完全失業率は、四・九パーセントと、前月と同水準となっている。

雇用者数は、平成二十三年一月は五千四百九十一万人と前月差で二十八万人増となっている。雇用者数を主要産業別にみると、製造業、建設業等は前年同月差でみて減少傾向にあり、一方で医療・福祉等は増加が続いている。また、雇用形態別にみると、平成二十二年の正規雇用者は前年差二十五万人減、パート、派遣、契約社員等は前年差三十四万人増となっている。

㈢　今後の経済及び雇用情勢の見通し

我が国は、平成十七年から人口減少に転じ、将来も一層の少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来する見込みである。それに伴い、性別・年齢別の就業率が現状のままであれば、平成三十二年において十五歳以上の就業者が約四百万人減少することが見込まれており、こうした就業者数の大幅な減少は、経済成長については、労働供給の制約要因となるとともに、国内総需要の観点からもマイナスの影響を与えるおそれがある。

また、経済のグローバル化の一層の進展に伴い、企業には、柔軟で多様な付加価値を創造する能力が今以上に要求されている。こうした中で、我が国の付加価値を創造する能力を高めていくためには、我が国の歴史的・文化的背景の下で作り上げられた雇用システムが持つ雇用安定機能や人材育成機能を基本に、「産業・雇用構造の高度化」を図っていくことが課題となっている。

二　現下の厳しい雇用情勢における課題

我が国経済は金融危機後の経済危機を克服し、外需や政策的な需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきた。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、平成二十二年夏以降、先行きの不透明感が強まり、また、雇用情勢も依然として厳しい状況となっている。

このため、経済危機対応・地域活性化予備費や平成二十二年度補正予算に盛り込まれた雇用対策も含め、雇用情勢の改善に向けた雇用対策を的確に実施していく必要がある。特に、新卒者の内定率が低迷し、未就職のまま卒業する者が大幅に増加している中で、新卒者や既卒者に対する支援をさらに強化する必要がある。